

【令和2年度クルーズ船プロモーション事業】離島紹介用動画制作業務に係る企画提案コンペティション質問回答

	質 問	回 答
1	現在沖縄県内に営業所を持っていないが、開設に向けて契約申請中。10月23日の応募書類提出〆切日までに営業所の契約締結が完了の必要があるか？また、支店登記の必要はないか。	応募要綱4.(6)に沿い、応募段階で営業所がない場合は応募が認められません。また、応募があっても実態が確認できない場合や証明書等の確認資料の提出が不可となる場合、応募資格がないと判断されます。
2	全体統括を担う担当者を正副2名のうち、正担当は沖縄県外在住で、副担当兼窓口担当は沖縄在住。実施体制として問題ないか。	正担当は連携を密にするため沖縄県在住が好ましいです。そのため応募要綱4.(6)で、沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有する企業又は団体としています。
3	「05_（様式2-②）適格性確認書における適格性」の「本件契約の競争入札参加者」について、沖縄県の競争入札参加資格を有することが参加条件になるという意味か。	応募要綱4.(11)④をご参照ください。1つの企業が複数のコンソーシアムを通じて2企画以上提案をしていない場合、非該当とチェックを入れてください。
4	仕様書3.1.(2)活用シーンについて、①②③すべてにおいて費用計上は必要なく、業務内容は動画制作のみの理解でよいか。	はい、動画の利用イメージとして具体例を提示するものであるため、費用の計上対象ではありません。